

総社市告示第 1 2 号

総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成 2 0 年総社市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動条号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除号」という。）を削り、移動後条号に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、削除号並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条号並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
（給付対象者） 第 2 条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で現に児童（2 0 歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 <u>（1）母子・父子自立支援プログラム（母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について（平成 2 6 年 9 月 3 0 日雇児発 0 9 3 0 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プロ</u>	（給付対象者） 第 2 条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で現に児童（2 0 歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 <u>（1）児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、当該所得に児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）第 6 条の 7 の規定は適用しないものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>グラムをいう。以下同じ。）又は総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用計画による支援を受けていること。</u> (2) 略 <u>(3) 過去に自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受給していないこと。</u> （給付の対象となる教育訓練） 第3条 給付の対象となる教育訓練は、次に掲げる講座とする。 (1)及び(2) 略 (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定講座（以下「指定教育訓練」という。） （指定申請） 第4条 訓練給付金を受けようとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。 (1) 略 <u>(2) 母子・父子自立支援プログラムによる支援を受けていることを証する書類又は総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用計画書の写し</u>	(2) 略 （給付の対象となる教育訓練） 第3条 給付の対象となる教育訓練は、次に掲げる講座とする。 (1)及び(2) 略 (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定講座 <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める講座</u> （指定申請） 第4条 <u>自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けようとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</u> (1) 略 <u>(2) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）</u>

改 正 後	改 正 前
(支給額) 第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 <u>（指定教育訓練を受講する者のうち、次号に掲げる者以外のもの）</u> 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に40万円を乗じて得た額（その額が160万円を超える場合は、160万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） (3) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 <u>（指定教育訓練を受講する者のうち、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む。）したものに限る。）</u> 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に60万円を乗じて得た額（その額が240万円を超える場合は、240万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） <u>（4）受講開始日現在において前3号のいずれにも該当しない受給資格者前3号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。）</u>	(支給額) 第6条 訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超える場合は、20万円とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び<u>授業料</u>に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超える場合は、修学年数に40万円を乗じて得た額（その額が160万円を超える場合は、160万円）とし、1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） (3) 受講開始日現在において<u>一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）</u>の支給を受けることができる受給資格者 <u>前2号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けた教育訓練給付金の額を差し引いた額</u>

改 正 後	改 正 前
(支給申請等) 第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練の修了後、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 <u>(1) 母子・父子自立支援プログラムによる支援を受けていることを証する書類又は総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用計画書の写し</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> 2 略 (支給申請期限) 第8条 略 <u>(追加支給の申請)</u> 第9条 訓練給付金の追加支給を受けようとする者（以下「追加支給申請者」という。）は、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日（第3項において「追加支給基準日」という。）後に、自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第7号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公募等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。 <u>(1) 追加支給申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（原則として1箇月以内に交付されたもの）</u> <u>(2) 母子・父子自立支援プログラムによる支援を受けていることを証する書類又は総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用計画書の写し</u> <u>(3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、修了を認定した教育訓練修了証明書</u> <u>(4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書</u> <u>(5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類</u>	(支給申請等) 第7条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練の修了後、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第4号。以下「支給申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> 2 略 (支給申請期限) 第8条 略

改 正 後	改 正 前
<u>(6) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類</u> <u>2 市長は、支給申請書（追加支給用）を受け付けたときは、速やかに支給の可否を決定し、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）（様式第8号）又は自立支援教育訓練給付金不支給通知書（追加支給用）（様式第9号）により追加支給申請者に通知するものとする。</u> <u>3 支給申請書（追加支給用）の提出は、追加支給基準日から30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</u> <u>（届出義務）</u> <u>第10条 略</u> （支給の取消し等） <u>第11条 略</u> （その他） <u>第12条 略</u> <u>様式第1号（第4条関係） 略</u> （別紙のとおり） <u>様式第2号（第5条関係） 略</u> （別紙のとおり） <u>様式第4号（第7条関係） 略</u> （別紙のとおり） <u>様式第7号（第9条関係） 略</u> （別紙のとおり） <u>様式第8号（第9条関係） 略</u> （別紙のとおり）	<u>（届出義務）</u> <u>第9条 略</u> （支給の取消し等） <u>第10条 略</u> （その他） <u>第11条 略</u> <u>様式第1号（第4条関係） 略</u> <u>様式第2号（第5条関係） 略</u> <u>様式第4号（第7条関係） 略</u>

改 正 後	改 正 前
<u>様式第 9 号（第 9 条関係）</u> 略 （別紙のとおり）	
<u>様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）</u> 略 （別紙のとおり）	<u>様式第 7 号（第 9 条関係）</u> 略
<u>様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）</u> 略 （別紙のとおり）	<u>様式第 8 号（第 1 0 条関係）</u> 略

附 則

この告示は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
氏名

次の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
			(歳)
個人番号			
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
所要費用（予定）	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある ・ ない		
過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
添付書類	ア 本人及びその児童の戸籍謄本又は抄本（発行後1箇月以内のもの） イ 世帯全員の住民票の写し（発行後1箇月以内のもの） ウ 母子・父子自立支援プログラムによる支援を受けていることを証する書類又は総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用計画書の写し ※ア・イについては、公簿等で確認できる場合は省略できます。		

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。）です。
- 支給額は、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が、専門実践教育訓練給付の対象講座を受講し、教育訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の8割5分相当額です。ただし、雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講し、教育訓練修了後1年以内に資格取得し、就職した場合、修学年数に60万円を乗じた額ですが限度額は240万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。

- 6 受講対象講座の指定後，指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は，報告してください。
- 7 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには，教育訓練施設より受講修了の証明を受け，受講修了日後に，改めて第7条第1項の規定による支給申請手続を行う必要があります。

様式第 2 号（第 5 条関係）

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ～ 年 月 日		
所要費用 (予定)	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
備考			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

年 月 日

総社市長



(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除く。以下同じ。）です。
- 2 支給額は、入学料及び受講料の合計額の 6 割相当額です。ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練又は特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は 2 0 万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に 4 0 万円を乗じた額ですが、限度額は 1 6 0 万円です。なお、専門実践教育訓練給付の対象講座を受講し、教育訓練修了後 1 年以内に資格取得し、就職等した者については、入学料及び受講料の合計額の 8 割 5 分（年間 6 0 万円を上限とする。）を支給します。雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、改めて第 7 条第 1 項の規定による支給申請を行うことが必要です。

様式第4号（第7条関係）

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

様
市長社総

申請者 住所
氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏 名	フリガナ		生年月日	年 月 日生 (歳)
個人番号				
住 所	(〒 —)			電話 (—) —
教育訓練施設の名称				
教育訓練講座の名称				
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ～ 年 月 日			
所要費用	入学料 円, 受講料 円 合計額 円			
教育訓練給付金の 受給額	円			
希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名		口座番号	
	口座名義 (フリガナ)			
	☐ 公金受取口座を利用します。			
添付書類	ア 母子・父子自立支援プログラムによる支援を受けていることを 証する書類又は総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 利用計画書の写し イ 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書 ウ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、修了 を認定した教育訓練修了証明書 エ 教育訓練経費について発行した領収書			

(注意)

- 1 支給申請は、受講修了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から1箇月以内に行ってください。
- 2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」の□にレ印を記入してください。なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報を記載する必要はありません。

自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
個人番号			
住 所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
資格取得年月日	年 月 日	取得資格名称	
就職等年月日	年 月 日	就職等先名称	
事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する。 年 月 日 事業主氏名（法人の場合は名称・代表者氏名） 印		
所 要 費 用	入学科 円 受講料 円 合計額 円		
雇用保険法による 教育訓練給付金の 受給額	円	自立支援教育訓練 給付金の受給額	円
希望する 支払金融機関	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他
	支店名		口座番号
	口座名義（フリガナ）		
	☐ 公金受取口座を利用します。		

添付書類	ア 本人及びその児童の戸籍謄本又は抄本（発行後 1 箇月以内のもの） イ 世帯全員の住民票の写し（発行後 1 箇月以内のもの） ウ 母子・父子自立支援プログラムによる支援を受けていることを証する書類又は総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業利用計画書の写し エ 対象講座指定通知書 オ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づき、修了を認定した教育訓練修了証明書 カ 教育訓練施設経費について発行した領収書 キ 教育訓練給付金が支給されている場合は、教育訓練給付金支給・不支給決定通知書 ク 資格を取得したことを証する書類の写し ※ア・イについては、公簿等で確認できる場合は省略できます。 ウ～キについては、受講終了後、支給申請時に既に提出している場合は省略できます。
------	---

（注意）

- 1 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して 1 年以内に就職等した日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して 30 日以内です。
- 2 就職等をした日及びその事業所名称等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等をした日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。
- 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」の□にレ印を記入してください。なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報を記載する必要はありません。

様式第 8 号（第 9 条関係）

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（追加支給用）

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	(〒 —)		電話 () —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
所要費用	入学料 円，受講料 円 合計額 円		
支給金額	円		
支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ)		

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）に基づき審査したところ，上記のとおり支給を決定したので通知します。

年 月 日

総社市長



（注意）

- 1 就業を取りやめた等により支給要件に該当しなくなった場合は，14日以内に総社市長あて自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届を提出してください。

様式第9号（第9条関係）

自立支援教育訓練給付金不支給通知書（追加支給用）

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日（受講開始日）～ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
却下の理由			
備考			

先にあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）について、上記のとおり支給しないこととしたので通知します。

年 月 日

総社市長



様式第10号（第10条関係）

自立支援教育訓練給付金受給資格喪失届

年 月 日

総社市長 様

申請者 住所
氏名

次のとおり自立支援教育訓練給付金の受給資格がなくなりましたので届出ます。

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
個人番号			
住所	(〒 —)		電話 (—) —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
資格喪失の理由	ア 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため イ 市外へ転出したため ウ 養成機関への修業を取りやめたため エ その他 ()		
事由発生日	年 月 日		

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

自立支援教育訓練給付金受給資格取消通知書

氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	(〒 —)		電話 () —
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 (受講開始日) ～ 年 月 日		
所要費用	入学料 円, 受講料 円 合計額 円		
支給金額	円		
資格喪失の理由	ア 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため イ 市外へ転出したため ウ 養成機関への修業を取りやめたため エ その他 ()		
事由発生日	年 月 日		

上記のとおり，受給資格及び支給決定を取り消したので通知します。
年 月 日

総社市長

